建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和８年 11 月 17 日
厚生労働省
健康・生活衛生局生活衛生課

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、令和８年９月 16 日（水）から同年 10 月 15 日（木）まで御意見を募集したところ、５件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	検査頻度が３年に１回となっているが、工事から３年間は毎年の検査とすべきではないか。	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第２号。以下「規則」という。）第４条第１項第４号ニに規定する水質検査区分は、地下水に浸透しやすい物質を対象としており、今回の改正案は、PFOS 及び PFOA について、その性質を踏まえ、同区分への追加を行うものです。 なお、同項第５号において、水の状態に異常を認めた場合には必要な検査を実施することとされており、同項第６号において、地下水利用施設については、特定建築物の周辺の井戸等における水質の変化その他の事情か

		ら判断して、水質基準に適合しないおそれがある場合には、必要な水質検査を実施することとされています。
２	危険物質の保管場所が浸水等した場合に、定期検査とは別に検査するよう義務づけるべきではないか。	規則第４条第１項第５号において、水の状態に異常を認めた場合にも必要な検査を実施することとされています。 また、同項第６号において、地下水利用施設については、特定建築物の周辺の井戸等における水質の変化その他の事情から判断して、水質基準に適合しないおそれがある場合には、必要な水質検査を実施することとされています。
３	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則におけるPFOSの名称は、水濁法等に使用されている「ペルフルオロオクタンスルホン酸」なのか、水道法等に使用されている「ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸」のどちらか。	水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）と同一の表記であり、後者の「ペルフルオロ（オクタン―１―スルホン酸)」です。
４	今般の改正により特定建築物における飲料水水質検査機関としての登録にはPFOS及びPFOAの検査を自社で行えることが必須要件となるのか。	建築物飲料水水質検査業の登録基準は規則第27条に規定されており、本改正は規則第４条第１項第４号ニに規定する水質区分の改正であることから、検査機関に対し、新たな登録要件として、PFOS及びPFOAの検査を自ら実施できることを求めるものではありません。 なお、建築物飲料水水質検査業の登録基準においては、業務を原則として自ら実施することとされておりますが、一定の場合には他の者へ委託することも認め

		られております。その場合には、受託者の業務実施状況等を把握することが求められております。
５	省令案自体には賛成だが、下記の事項を施行通知に盛り込むべきではないか。 ・初回の検査期限を１年以内と明記すること ・リスクの高い建物では検査を３ヶ月に１回とすること ・PFOS・PFOA には、前回の結果による検査の省略を認めないこと ・超過時の手順と情報の共有、電子報告の整備	本案への賛成意見として承ります。なお、御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
６	省令案に PFOS 及び PFOA の検査方法、定量下限、結果が基準を超えた場合の対応を記載すべきではないか。	検査方法については、水道法関係法令との整合を図ることとしております。 また、基準超過時の対応については、現行の建築物環境衛生管理基準の枠組みの中で、水質検査結果に応じた必要な対応を行うこととなります。

※上記のほか、３件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。